

## 電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習が開催されました

標記講習会は、6月19日（水）振興会研修センターにて専任講師により実習講習を25名の受講者で実施しました。

また、山梨運輸支局により学科講習・試問が実施され、32名が標記講習を修了しました。



## =業界情報=

### 全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例 Vol.149

#### 【内 容】

・車名：不明      ・登録年：平成28年      ・走行距離：不明

7年経過し車検を受けたが、ブレーキフルードが真っ黒であった。購入後から同じ整備工場（指定工場と思われる）を利用しているが、一度も交換したこともなく勧められたこともなかった。整備工場に問い合わせすると、「交換しなくても大丈夫、問題ない」との返答。整備工場のホームページには“点検整備付き”車検となっているが、このような整備工場は信頼できるのか。ディーラーや自動車部品量販店でも、2年や4年で交換となっているが安全上問題ないのか。また、振興会からどのような指示をしているのか教えてもらいたい。

#### 【対 応】

振興会としての立ち位置を説明したうえで話を伺った。車検整備においてブレーキフルードの量の点検をするが、交換は任意であることは理解していただけた。メーカーが指定する点検及び交換部品として対象になっているのであれば、相談者としては提案してほしかった様子。必要な整備であっても、お客様の承諾を得ずに追加の整備することは法に抵触する可能性もあることを伝えた。車検時のブレーキフルード交換については、事業場ごとの判断に任せている。仮に交換するときは概算見積りなどに記載し、お客様に説明するなどは振興会として事業場にアドバイスしていることを伝え、電話を切った。

令和6年6月21日  
物流・自動車局  
自動車整備課

## 令和6年度スキャンツール補助事業を開始します！

～自動車の電子装置の故障探求をサポートする整備機器の導入等を支援します～

国土交通省は、自動車整備技術の高度化を図り、自動車の事故防止を推進するため、自動車整備事業者に対してスキャンツールの導入等を支援します。

### 1. 申請期間

令和6年7月30日（火）10:00～令和7年1月31日（金）17:00（先着順※1）

※1 予算がなくなり次第終了。

### 2. 補助対象事業者

自動車整備事業者※2

※2 電子制御装置の認証を受けていない事業者にあっては、今後認証を申請予定である者に限る。

### 3. 補助概要

(1) 一定の要件を満たすスキャンツール（構成品であるPC等を含む）を購入する経費の一部を補助  
(補助率：1/3、1事業場あたりの補助上限額：15万円)

(2) スキャンツール活用のための研修の受講費の一部を補助  
(補助率：1/3、1事業場あたりの補助上限額：1万円)

注) 令和6年4月1日以降にスキャンツール等を購入又は研修を受講した費用が補助対象になります。

### 4. 申請方法及び問い合わせ先

補助対象機器・研修、公募要領、申請様式など補助事業に関する詳細につきましては、補助事業の事務を行う「TOPPAN 株式会社」のホームページをご覧いただくとともに、ご不明な点等あれば、同社のコールセンターへご相談ください。

**TOPPAN 株式会社**（補助事務執行団体）

ホームページ : <https://hogo-zoushin.jp/>

コールセンター : 03-4330-3791 (9時～18時(平日のみ))

注) 書類の記載方法など申請に関することは、こちらにお問い合わせ下さい。

### 5. その他

予算に達し公募を終了する場合、上記ホームページにてお知らせ致します。

【問い合わせ先】 (注: 申請に関するお問い合わせは、上記のコールセンターをご利用下さい。)

物流・自動車局 自動車整備課 東海、佐竹、馬場

TEL : 03-5253-8111 (代表) (内線 42-415)、03-5253-8599 (直通)

令和6年6月25日  
物流・自動車局  
自動車整備課  
保障制度参事官室

## 来年4月より、車検を受けられる期間が延びます

～年度末を避けて余裕をもって受検をお願いします～

年度末における車検の混雑緩和と自動車整備士の働き方の改善のため、関係省令を改正し、車検証の有効期間満了日の「2か月前」から車検を受けられることとしました。

### 1. 背景

現在、車検は、「有効期間満了日の1か月前から満了日までの間」※に受検いただいているが、車検需要が年度末に集中しているため、この時期は、自動車ユーザーが整備や車検の予約が取りづらく、自動車整備士も残業・休日出勤に追われるという問題が生じています。

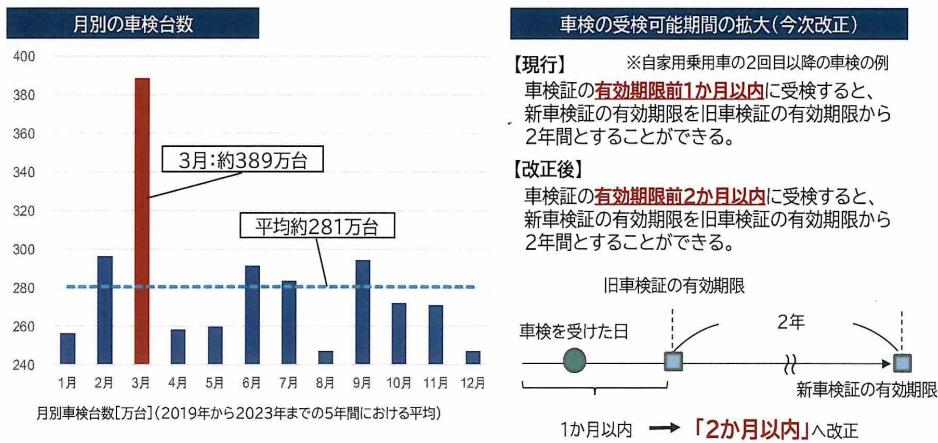
※ この期間に受検すると、残存する旧車検証の有効期間を失うことなく、新車検証に更新できます(下図参照)

### 2. 道路運送車両法施行規則等の改正

今般、道路運送車両法施行規則を改正し、「有効期間満了日の2か月前から満了日までの間」に受検しても、残存する有効期間が失われないことをとしました。また、自賠責保険の有効期間もこれに整合させるため自動車損害賠償保障法施行規則を改正しました。(いずれも令和7年4月1日施行)

### 3. 自動車ユーザーへのお願い

車検は年度末が大変混雑します。余裕をもった予約・受検にご協力をお願いいたします。



#### 【問合せ先】

物流・自動車局

自動車整備課 本田（内線42413）（直通） 03-5253-8599 【車検関係（全般）】  
保障制度参事官室 上地（内線41443）（直通） 03-5253-8582 【自賠責保険関係】

# 検査標章の貼り合わせ方法

軽自動車検査協会

## 前面ガラス用



青シールの右半分をミシン  
Ⓐまではがし、ミシンⒶを  
山折りにする



ミシンⒷを谷折りして、青  
シールを透明シールの上に  
貼り合わせる



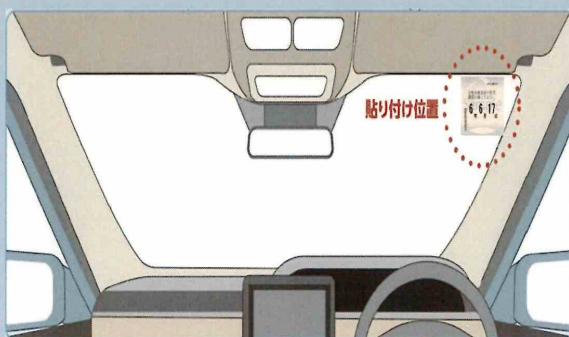
青シールの左半分をはがし、  
透明シールに貼り付ける  
透明シールを台紙から  
はがし、前面ガラス内側に  
貼る



### 貼り付け位置（前方かつ運転者席から見やすい位置）

運転者席側上部で、車両中心から可能な限り遠い位置に貼り付けてください。

※例外：ただし、上記位置で運転者の視野を妨げる場合は、運転者の視野を妨げない前方かつ運転者席から見やすい位置に貼り付けてください。



車室外から見た  
イメージ



車室内から見た  
イメージ



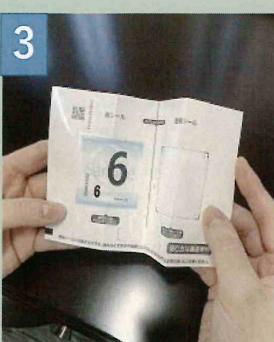
## ナンバープレート用（トレーラ等）



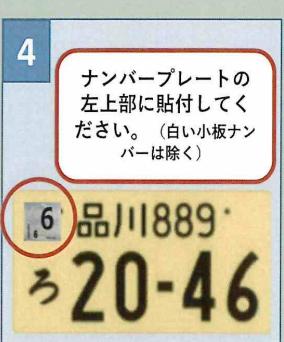
透明シールの左半分をミシ  
ンⒸまではがす



ミシンⒷを谷折りして、透明  
シールを青シールの上に貼  
り合わせる



透明シールの右半分をは  
がし、透明シールに貼り付  
ける



ナンバープレートの  
左上部に貼付してく  
ださい。（白い小板ナン  
バーは除く）

合体したシールを台紙から  
はがし、前面ガラス内側に  
貼る

## 事務局組織図について

令和6年7月1日現在

